

財務報告内部統制監査基準報告書第 1 号「財務報告に係る内部統制の監査」の改正について

年 月 日
日本公認会計士協会

改正案	現 行
財務報告内部統制監査基準報告書第 1 号	財務報告内部統制監査基準報告書第 1 号
財務報告に係る内部統制の監査 2007 年 10 月 24 日 改正 2009 年 3 月 23 日 改正 2011 年 8 月 10 日 改正 2012 年 6 月 15 日 改正 2019 年 7 月 5 日 改正 2020 年 3 月 17 日 改正 2021 年 4 月 7 日 改正 2021 年 9 月 16 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2023 年 3 月 16 日 改正 2023 年 7 月 28 日 改正 2024 年 4 月 18 日 改正 2024 年 9 月 26 日 改正 2025 年 2 月 13 日 最終改正 年 月 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 43 号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《15. 内部統制監査報告書》	財務報告に係る内部統制の監査 2007 年 10 月 24 日 改正 2009 年 3 月 23 日 改正 2011 年 8 月 10 日 改正 2012 年 6 月 15 日 改正 2019 年 7 月 5 日 改正 2020 年 3 月 17 日 改正 2021 年 4 月 7 日 改正 2021 年 9 月 16 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2023 年 3 月 16 日 改正 2023 年 7 月 28 日 改正 2024 年 4 月 18 日 改正 2024 年 9 月 26 日 最終改正 2025 年 2 月 13 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 43 号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《15. 内部統制監査報告書》

改正案	現 行
(省 略)	(省 略)
《(4) 追記情報》（第98項参照）	《(4) 追記情報》（第98項参照）
A210. 追記情報として記載すべき事項としては、次の事項その他の監査人が強調すること又はその他説明することが適当であると判断した事項とされている（内部統制府令第6条第6項参照）。	A210. 追記情報として記載すべき事項としては、次の事項その他の監査人が強調すること又はその他説明することが適当であると判断した事項とされている（内部統制府令第6条第6項参照）。
(1) 経営者が、内部統制報告書に財務報告に係る内部統制に開示すべき重要な不備の内容及びそれが是正されない理由を記載している場合において、当該開示すべき重要な不備がある旨及び当該開示すべき重要な不備が財務諸表監査に及ぼす影響	(1) 経営者が、内部統制報告書に財務報告に係る内部統制に開示すべき重要な不備の内容及びそれが是正されない理由を記載している場合において、当該開示すべき重要な不備がある旨及び当該開示すべき重要な不備が財務諸表監査に及ぼす影響
経営者の内部統制報告書に適正に記載されている開示すべき重要な不備の内容とそれが是正されない理由を内部統制監査報告書において繰り返し記述する必要はないが、当該開示すべき重要な不備がある旨とそれが財務諸表監査に及ぼす影響を記載する。なお、財務諸表監査に及ぼす影響とは、財務諸表に対する監査意見に及ぼす影響であることに留意する。	経営者の内部統制報告書に適正に記載されている開示すべき重要な不備の内容とそれが是正されない理由を内部統制監査報告書において繰り返し記述する必要はないが、当該開示すべき重要な不備がある旨とそれが財務諸表監査に及ぼす影響を記載する。なお、財務諸表監査に及ぼす影響とは、財務諸表に対する監査意見に及ぼす影響であることに留意する。
(2) 上記(1)の場合で、事業年度の末日後に、開示すべき重要な不備を是正するために実施された措置がある場合には、その内容	(2) 上記(1)の場合で、事業年度の末日後に、開示すべき重要な不備を是正するために実施された措置がある場合には、その内容
監査人は、経営者が内部統制報告書に付記事項として記載している事業年度の末日後に実施した是正措置が適正に表示されているか否かは、当該是正措置により新たに導入された内部統制の整備及び運用状況について評価の検討を実施した上で判断する。なお、内部統制監査報告書日までに開示すべき重要な不備の是正方針や計画のみが存在している場合、当該是正方針や計画は、経営者の内部統制報告書においては付記事項としてではなく、開示すべき重要な不備の内容とそれが是正されなかった理由に併せて記載することができることになっている（内部統制府令ガイドライン4－5参照）ため、追記情報とはならないことに留意する。	監査人は、経営者が内部統制報告書に付記事項として記載している事業年度の末日後に実施した是正措置が適正に表示されているか否かは、当該是正措置により新たに導入された内部統制の整備及び運用状況について評価の検討を実施した上で判断する。なお、内部統制監査報告書日までに開示すべき重要な不備の是正方針や計画のみが存在している場合、当該是正方針や計画は、経営者の内部統制報告書においては付記事項としてではなく、開示すべき重要な不備の内容とそれが是正されなかった理由に併せて記載することができることになっている（内部統制府令ガイドライン4－5参照）ため、追記情報とはならないことに留意する。
(3) 財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象	(3) 財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象
財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象は、修正後発事象と開示後発事象の二つに分類されており、内部統制監査においては、重要な修正後発事象については、経営者による財務報告に係る内部統制の有効性の評価の結果についての監査人の判断に影響を及ぼす事項であり、追記情報として記載される後発事象は開示後発事象となることに留意する。	財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象は、修正後発事象と開示後発事象の二つに分類されており、内部統制監査においては、重要な修正後発事象については、経営者による財務報告に係る内部統制の有効性の評価の結果についての監査人の判断に影響を及ぼす事項であり、追記情報として記載される後発事象は開示後発事象となることに留意する。
なお、会社法監査における会計監査人の監査報告書日後に発生した財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす修正後発事象については、 <u>企業会計基準適用指針第35号「後発事象に関する会計基準の適用指針」</u> にかかわらず、内部統制監査の意見形成において考慮する。	なお、会社法監査における会計監査人の監査報告書日後に発生した財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす修正後発事象については、 <u>監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」</u> にかかわらず、内部統制監査の意見形成において考慮する。
(4) 内部統制報告書において、経営者の評価手続の一部が実施できなかったことについて、やむを得ない事情によると認められるとして無限定適正意見を表明する場合において、十分な評価手続を実施できなかった範囲及びその理由（第101項から第105項及びA213項からA215項参照）	(4) 内部統制報告書において、経営者の評価手続の一部が実施できなかったことについて、やむを得ない事情によると認められるとして無限定適正意見を表明する場合において、十分な評価手続を実施できなかった範囲及びその理由（第101項から第105項及びA213項からA215項参照）
なお、上記の(1)から(4)の事項については、監査人からの情報として内部統制報告書の利用者に提供されるものであるが、内部統制報告書の作成責任は経営者にあることにより、内部統制報告書に記載されていない情報を監査人が経営者に代わって提供することを予定するものではない。したがっ	なお、上記の(1)から(4)の事項については、監査人からの情報として内部統制報告書の利用者に提供されるものであるが、内部統制報告書の作成責任は経営者にあることにより、内部統制報告書に記載されていない情報を監査人が経営者に代わって提供することを予定するものではない。したがっ

改正案	現 行
て、これらの追記情報は、強調事項として取り扱われることになるため、監査人は、内部統制監査報告書において、「強調事項」又は他の適切な見出しを付した強調事項区分を「監査意見の根拠」区分の次に設けて、当該区分に強調する事項を明瞭に記載することに留意する。 (省 略) 以 上	て、これらの追記情報は、強調事項として取り扱われることになるため、監査人は、内部統制監査報告書において、「強調事項」又は他の適切な見出しを付した強調事項区分を「監査意見の根拠」区分の次に設けて、当該区分に強調する事項を明瞭に記載することに留意する。 (省 略) 以 上
・ 本報告書（2022 年 10 月 13 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更） （修正箇所：第 50 項） － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022 年 7 月 21 日改正） （上記以外の修正箇所） ・ 本報告書（2023 年 3 月 16 日改正）は、次の公表物の公表に伴う追加の修正を反映している。 － 倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更） ・ 本報告書（2024 年 9 月 26 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 企業会計審議会「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂に係る意見書」（2024 年 3 月 27 日公表） （修正箇所：第 15 項、第 29 項、付録 4） － 監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」（2024 年 9 月 26 日改正） （上記以外の修正箇所） ・ 本報告書（2025 年 2 月 13 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023 年 1 月 12 日改正） （修正箇所：第 90 項、第 97 項(4)及び付録 5） － 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024 年 9 月 26 日改正） （修正箇所：第 97 項(2)、第 116 項(3)及び付録 5） － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022 年 7 月 21 日改正） （上記以外の修正箇所） ・ <u>本報告書（ 年 月 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</u> － <u>監査基準報告書 560「後発事象」（ 年 月 日改正）</u> (省 略) 以 上	・ 本報告書（2022 年 10 月 13 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更） （修正箇所：第 50 項） － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022 年 7 月 21 日改正） （上記以外の修正箇所） ・ 本報告書（2023 年 3 月 16 日改正）は、次の公表物の公表に伴う追加の修正を反映している。 － 倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更） ・ 本報告書（2024 年 9 月 26 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 企業会計審議会「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂に係る意見書」（2024 年 3 月 27 日公表） （修正箇所：第 15 項、第 29 項、付録 4） － 監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」（2024 年 9 月 26 日改正） （上記以外の修正箇所） ・ 本報告書（2025 年 2 月 13 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023 年 1 月 12 日改正） （修正箇所：第 90 項、第 97 項(4)及び付録 5） － 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024 年 9 月 26 日改正） （修正箇所：第 97 項(2)、第 116 項(3)及び付録 5） － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022 年 7 月 21 日改正） （上記以外の修正箇所） (省 略) 以 上

以 上